

絆



し ぶ
糸・布 そして希望へ

昨年、当事務所は南船場に移転いたしました。度重なる「戦さの場」が名前の由来だという説もありますが、土佐堀、長堀といった地名とあわせると、交易のための船着き場説がしっくりきます。卸問屋で毎朝見られる繊維ロールの積み下ろし作業は往時をしのばせます。

さて、大阪丸は、時代の難しい波、速い浪に揺られ続けてきました。行方定まらない船が漂う中、人々の間には不安と不満が満ち、人心は都という目的地へと橋を渡そうという強いリーダーの下に集まりました。断の旧字「斷」は「糸」を断つこと。民意の多数は絡んだ糸(し)を断って、布(ふ)に缺(きょう)を入れることを支持しました。しかし、体を温めるためには、糸を断つ前に縫い合わせた姿を考えておく必要があります。

「縦の糸はあなた 横の糸は私

逢うべき糸に出逢えることを人は「仕合せ」と呼びます」(中島みゆき「糸」)

「仕合わせ」とはもともとは物と物とをきちんとそろえて「出会うべきものを出会わしめる」という他動詞なのだそうです。だから仕合わせは歩いてこない、歩いていく意思と段取りが必要なのでしょう。

大規模災害、構造不況、円高、TPPなど前途には大きなハードルが並んでいます。誰かが特効薬でそれを解決してくれるはずがありません。私たち1人1人が社会の新しいデザインを描きながら自らの糸を紡ぎ、社会を織りなしていく意思と根気が必要です。歴史ある繊維の町で、逢うべき人に出逢える小さなコウノトリ(Stork)の編んだ揺りかごでありたいと思います。半分になった糸がつながって絆が生まれ、皆さまの人生模様が入った希なる布がそこで多様に交わるとき、希(布+メ)望が生まれると信じて。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和

弁護士 山上修平 弁護士 廣瀬元太郎 弁護士 具 良鈺 弁護士 室谷悠子 弁護士 公認会計士 洪 勝吉

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 寺田有美子/事務局一同

子どもの引渡しについて考える

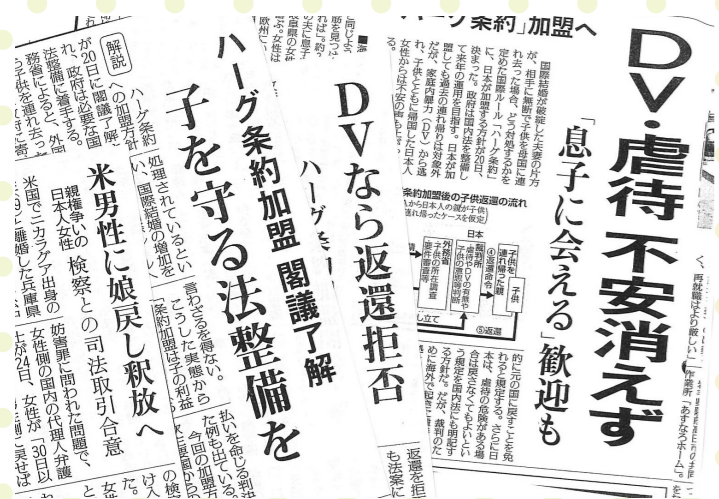
～ハーグ条約批准の前に～

弁護士
室谷 悠子

悲しい恋のドラマではハンカチはまずいらぬ私ですが(いい恋をしてこなかったのでしょうか?)、家族、特に親子の関係が問題となる場面が出てくるとつい目がウルウルしてしまいます。親子の関係は人それぞれでも、親の子に対する思い、子の親に対する思いはどこか共通のものがあるのでしょうか。

国際的な子どもの奪い合いを解決するためのハーグ条約

国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約が日本で批准されようとしています。この条約は、国



を超えた違法な子どもの連れ去りが行われた場合に、子どもをもとの国へ戻すための法的手続きを定めることを求めています。違法な子どもの連れ去りとは、一方の親が、他方の親に無断で子どもを連れて行って、会えないようにしてしまうことです。

条約ができて30年以上、日本はこの条約を批准せずにきたため、外国から日本へ連れ去られた子どもを連れ戻すのはほぼ不可能と言われてきました。連れ去る側からすれば、子どもを連れて日本へ逃げ込むことさえできれば子どもを自分のもとへおいておくことができたわけです。

国の関与と司法手続きによる子どもの返還

ハーグ条約の手続の流れは、以下のとおりです。現在、条約に対応した国内制度が検討されています。

- ①日本政府に対する子どもの返還申請
 - ②日本政府による子どもの発見と子どもの任意の返還へ向けた取り組み
 - ③裁判所による子どもの返還命令の発令
- 例外的に、1年以上経過し子どもが新たな環境になじんでいる場合や、子どもに対する虐待があった場合、子どもが明確に拒否している場合などは、返還命令は発せられません。

ハーグ条約の基本的な考え方は、子どもを住み慣れた環境から突然引き離し、一方の親と会えない状況を強いること自体が悪であり、有害であるというものです。そのため、原則として、子どもをもといた国に返還せよという命令が発令されます。

返還命令のための審理手続では、どちらの親と一緒にいるのが子どもにとって適切かという判断はしてはいけないことになっています。そういうことは、子どもをもとの国へ戻した後にその国の裁判手続で決めなさいということです。

既に条約を締結している諸外国では、司法判断がなされた7割のケースで返還命令が出されています。

日本国内での子どもをめぐる紛争の実情

もちろん、日本国内にも、片方の親によって子どもが連れ去られた場合に裁判所を通じて返還を求める手続があります。

- ①家庭裁判所へ子どもの引渡しを申立て
調停、審判、緊急を要する場合の保全処分の手続があります。調査官の調査に基づき、子どもの健全な成長のためにどちらの親と一緒にいるのが適切かを判断します。子どもの引渡し命令が発令されれば強制執行もできます。
- ②地方裁判所または高等裁判所へ人身保護請求の申立て
一定の要件を満たしていれば、裁判所が人身保護命令を発令し、連れ去った親に子どもを裁判所に連れてくることを求めます。人身保護命令に従わなければ、勾引されたり勾留されたりすることになる強力な手続です。

日本の裁判実務では、子どもの環境を変えるのは良くないというのが裁判所の基本的なスタンスのため、どうしても現状維持的な判断がなされがちで、当事者

にとっては、先に連れ去った方が有利に見えてしまいます(必ずしもそうではないのですが)。そのため、子どもを相手から奪い取って、会わせないようにしてしまうという事態が多く発生しているのも事実でしょう。離婚や父親の子育てへの積極的参加の増加などから、離婚に際し、親権や監護権(すなわち誰が子どもと一緒に暮らすのか)を巡って激しい対立が生じることが増えています。現行制度が、子どもの視点から、紛争の迅速な解決に十分に対応できているとは思えないのが、いくつかの事件を担当した実感です。

子どもを一番に考えた制度のあり方とは

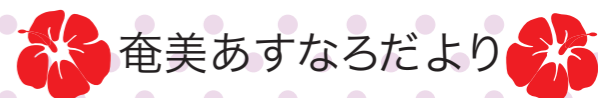
子どものことが問題になるケースは、弁護士にとっても本当に難問です。依頼者の利益の他に、子どもにとって何が大事かを常につきつけられるからです。正解はなく、依頼者とともに試行錯誤しながら前に進んでいくしかありません。自分のことで父母が対立することは子どもには耐えがたい苦痛であり、紛争が長引けばそれだけ子どもに影響が出ます。子



外国映画では 離婚後も子どもに会いに行く場面が出てきます

どもの引渡しの強制執行ともなると壮絶を極め、子どもを含む関係者に深い傷を残しかねません。

子どもには父親も母親も必要で、そのためには子どもを相手に預けられるだけの信頼関係も必要でしょう。子どもの連れ去りはこの最低限の信頼関係すら奪ってしまいます。子どもの連れ去り自体を否定し、もとの状態に戻すことを求めるハーグ条約の批准によって、日本の制度も変わっていくのでしょうか。どのような親子関係が幸福かは人それぞれですが、子どもが自由に父親にも母親にも会える状況をつくるために、私自身は、もう少し積極的な公の関与が必要ではないかと思っています。



奄美あすなろだより

弁護士 寺田 有美子

島の事件の特殊性？

島に来てから、何件か、少年事件を担当させて頂きました。これまで経験してきた大阪の事件と異なる特徴としては、狭い社会ゆえ、鑑別所であろうが、少年院であろうが、施設収容後の社会復帰の難しさが並でない、という点でしょうか。

民事事件でも、人間関係が疎になっている都会と異なり、狭い社会の中での紛争故の再出発・人間関係修復の困難さを感じるが多々あります。その困難さゆえに、刑事でも民事でも、事件や衝突を繰り返してしまうケースが少なくないようです。都会でなければ事件が少ない、というのではないわけですね。もっとも、刑事全般に関しては、都会と異なり、凶悪重大事案あるいは猟奇的な事件が目につかず、人間関係の密さが一つの抑止効果になっているのではないか、と思われる側面もあります。

文化・歴史・気候・地理、あらゆるものが異なればこそ、事件の様相が異なるのも当然ですが、法律事務所の事件ファイルの棚の中は、社会の縮図と言えます。赴任当初から、地域の需要に即した解決を目指すことを目標としてきました。それが実現できているか、自己評価は難しいところですが、今後も引き続き、一つ一つの事件に丁寧に取り組んでいきたいと思っています。





弁護士
津田 浩克

あけましておめでとうございます

ふとした出会いに心洗われることがあります。彼は、私の大学の先輩から私のことを耳にしたと言って事務所を訪ねてきました。たまたま留守で、電話とメールのやりとりから始まりましたが、なかなか会えません。初めて会ったときの印象。とにかく明るく、前向き。「人間大好き」と顔が語っている。そんな彼でした。その

日酒に弱い私が、二次会、三次会、四次会まで一緒に過ごしていました。気配り、気遣い。彼が毎日部下や同僚に明るく声をかけながら、さりげなく一人一人の美質を囁くようにほめている姿が浮かんだのでした。そういえば、私の身近な先輩にもその道の達人がいることに思い至りました。自らの立ち居振る舞いについて、気づき学んだ瞬間でした。初心にかえって頑張ります。



弁護士
岩本 朗

ふとん太鼓

一昨年から、自宅の近くにある百舌鳥八幡宮月見祭の太鼓台(ふとん太鼓)の仲間に入れてもらい、ふとん太鼓を担いでいます。堺市に住んで約12年になりますが、大人になると同年の友達を近所で作る事が難しく、仲

間に入りたくても入れないまま年数が経過していました。幸い、子どもの幼稚園の父兄で同年の米屋さんと出会えたため、晴れて仲間入りできました。約2.5トンもある(らしい)ふとん太鼓を宮入・宮出と2日間にわたって担ぎますので、若くない身体がガタガタになりますが、みんなで力を合わせて担ぎ切ったときの達成感は何物にも代え難いです。



弁護士
寺田 有美子

季節の移ろい

奄美の夏は長く、冬は短く、春と秋は、ほとんどありません。北国の春は短い、と言いますが、南国の秋冬も短いのです。亜熱帯の気候帯に属するこの南の島は、年間を通じて雨が多いうという特徴もあります。冬も、暗く曇った日が多く、冷たい雨がよく降ります。「秋晴れ」などと

言える日は、本当に数日です。しかし、だからこそ、蒸し暑く湿気に満ちた夏の終わり、数週間ではあるものの、涼やかな秋風に触れると、このうえなく幸せな心地になります。大袈裟なようですが、これまで当たり前のように享受していた日本の四季の美しさ、過ごしやすさのありがたみを深く感じています。この原稿が皆様のお目に触れる頃、明るく晴れてさわやかな日本の冬らしい日が続いていれば、と願っています。



弁護士
廣瀬 元太郎

リトル・インディア

事務所の移転から2ヶ月がたちました。距離にして数百メートルの移動でしかないのに、周囲の雰囲気は大きく変わりました。

新しい事務所のある堺筋本町は、インドの方が多くいらっしゃいます。ボンベイビルとかサトナムビルとか、インド資本と思われるビルの前で、頭にターバンを巻いた方が商談なんかをしており、ちょっとした異国情緒が味わえます。近くには、インド領事館もあります。大阪にこういう街があることは今回初めて知りました。

インド人が多くいるということは、インド料理店もいっぱいあるということです。私は、インド料理が大好きですので、この街のインド料理店巡りをしたいと思っています。



弁護士
具 良 鈺

沖縄の海

昨年秋、生まれて初めて沖縄でダイビングをしました。砂浜から徐々に沖の方に進み、水深10メートルを目指します。はじめは慣れないボンベ呼吸に息がつまりそうになり、とにかく溺れないように必死でした。知らない間に目の前には、これまで見たこともないような神秘的な世界が広がっていました。色とりどりの魚と見渡す限りに広がるサンゴ礁。本当に感動しました。カナヅチの私が、初めて泳げた(溺れなかった?)瞬間でもありました。世界に誇れる海を守っていきたくと思いました。

今年もどんどん新しいことに挑戦したいと思います。新年もよろしく願い申し上げます。



弁護士
池田 直樹

反省機

父の50歳の誕生日に家族で食事に出かけた。原爆投下のあった広島をその朝の学徒動員の作業ゆえに生き延びた父が、信長の「人間50年、下天のちを比ぶれば夢幻のごとくなり(敦盛)」を感慨深げに引用して人生を語ったことを覚えている。当時私は直実に討ち取られた敦盛と同じ16歳。受験戦争には勝つつもりでも無限の可能性はもはやなく、進路に悩んでいたころだった。



弁護士
原 正 和

堺筋本町の味わい

昨年は、大震災があり決して良い年ではありませんでしたが、しかしまたこうして無事に新年を迎えられることに感謝しつつ、皆様に、明けましておめでとうございますと申し上げさせていただきます。今年こそは、皆様にとって素晴らしい年になりますよう、心より祈念しております。

さて、当事務所は昨年10月に中央区淡路町から中央区南本町に引っ越しました。地裁からはやや



弁護士
山 上 修 平

ライブを初体験

私は、今まで音楽ライブを見に行ったことがありませんでしたが、先日、機会があって、元ジュディアンドマリーのYUKIのライブに行ってきました。全くYUKIの歌を知らずに参加したため、途中であきないかと不安でしたが、ライブが始まると、生演奏の迫力とパフォーマンス

一度きりの人生への怖れと焦りの中、夏休みに辻邦夫「安土往還記」を読み、信長の人生を燃焼し尽くす自己実現に強く憧憬しつつも、どこまでも冷たく酷薄な完全主義への嫌悪を覚えた。権力とは無縁の人生の芽がそこにはあった。その予感どおり、在野の弁護士になって、バブル、留学、震災、小泉改革、司法改革、独立とロースクールを経て4半世紀が経過した。少年老い易く、学も業も成り難いことを、身をもって知る。お前は果たして50にして天命を知ったのか?今こそ反省の機なのである。

遠くなり、弁護士にとっては一日のうちで自転車を漕ぐ時間が長くなってしまいました。最寄り駅(堺筋本町駅)からのアクセスが良くなり、相談室もこれまでよりも広くきれいになりましたので、依頼者の皆様にはより快適にご相談頂けるようになったのではと思っております。近くには船場センタービルもあります。堺筋本町には普段あまり足を運ばれることはないかもしれませんが、梅田や難波とはまた違う味わい深い街ですので、当事務所にお越しの際は、是非、事務所近くを少しご散策して頂ければと思います。

に圧倒されて、最後まで釘付け状態でした。ライブ中、YUKIが残した「硬い心は、衝撃を受けると壊れてしまうから、やわらかい心を持とう!」というメッセージは私の心に響きました。今では、すっかりファンになっています。

昨年は、私にとって例年よりも初挑戦をする機会が多く、皆様に支えられながら良い一年を過ごすことができました。



弁護士
室 谷 悠 子

家族旅行

昨年は、ゴールデンウィークに夫と夫の父と、夏休みは夫と私の家族と一緒に旅行に行きました。夫の父の行動が夫とあまりにも似ていて、「見たことある!」とビックリしたり、歴史マニアの夫の話すうんちくをふんふんと聞いていると世界史の教師をしている私の父が「それは違う」と割り込んできて、2人で私にはわからない議論をしあったり、昔は、私や弟が父や母に連れられて旅をしていたのに、今は、自分や弟に父母がついてきていることに何となく寂しくなったり…。観光地を巡りおいしいものを食べる事以外にも、いろんな発見もあり趣もありで、お互いの家族が元氣なうちは時々こういう機会があればと思っています。



弁護士・公認会計士
洪 勝 吉

異文化交流

私は東京下町出身のなんちゃって江戸っ子なのですが、関西地方で生活するようになって約2年になります。当初は、テレビのチャンネルも、4チャンネルが6チャン、10チャンネルが4チャン、8チャンネルは8チャンネルといった感じで、若干戸惑うこともありましたが、最近は自然となんちゃって関西弁が出てきたりすることもあり、意外と適応力が高いのかなあと思うこともあります。

しかし、どんなことでも笑いに変えようとする関西のノリにはまだついていけておらず、その点の修行が足りていないようです。本年は仕事とともに、笑いを取ることにも頑張りたいと思います。



本年もよろしく
お願いいたします



韓国訪問記

～韓国の刑事制度視察を通じて～

弁護士
具 良 鈺

昨年夏、近畿弁護士会連合会刑事弁護委員会メンバーが、韓国刑事司法実務を視察するために、ソウルの裁判所・弁護士会・検察庁を訪問しました。私も同メンバー兼通訳として同行しました。

日本における「人質司法の打破」を目指して企画されたのが、今回の韓国視察でした。

韓国の刑事訴訟法は、日本の刑事訴訟法をそっくり見習ったものです。ところが、韓国では2007年、刑訴法の抜本的改正が行われました。勾留の適否を厳格に審査する制度が導入され、今や韓国では勾留状の約25%が却下されるようです。他方、日本における勾留状の却下率は1%にも満たないのが現状です。起訴時身体拘束率をみても、韓国においては14%であるのに対し、日本にお



いては80%以上であるようです。

視察を通じて、法改正が裁判所主導で行われたということ、その背景には韓国国内における大きな民主化の流れがあったことを知りました。訪問時にも、ソウルの街角でデモ隊に出くわし、今の日本ではあまり見ない光景だと驚きました。

それにしても韓国の方は、飲む、飲む・・・！「爆弾酒」といって、ウイスキー（もしくは焼酎）をビールで割った（割り方は作る人次第）怪しい飲み物を、二人ないし三人が腕をからませながら次々と飲み続けるという洗礼を受けました。

宴席で、普段は「お堅い」韓国法曹関係者から、本音や裏話を聞いたことは大きな収穫でした。一人一人の絆が、より良い両国の関係を築くことにつながると思いました。



日本環境法律家連盟

秋から冬にかけて、公益法人、NPO法人、一般社団法人と、立て続けに法人設立サポートの仕事が続きました。規制緩和の流れも手伝って、社会とかわる新しい「主体」を求める動きは、これからも増えるでしょう。団体の目的はそれぞれですが、震災を機に何ができるかを考え、模索し、実践されている団体の多さが目をひきます。非常時にこそ、その素顔がよくわかります。今後も、ひとつでも多くサポートできれば、と思います。



TSB ネットワークは、弊事務所がその一員として参加している税理士、司法書士、中小企業診断士等の専門職のネットワークです。今回、チクマビルからStoRKビルへの移転は、TSB 所属の全事務所が一斉に行ったものです。TSB ネットワークでは、移転を機に、さらに各事務所間の連携を強化して、相談者・依頼者の皆様のニーズに的確にお応えできるよう努力していきますので、よろしくお願い申し上げます。

お知らせ 当事務所は、1月5日（木）から平常通り業務を開始いたします。

編集後記

昨年は、本当に色々となりました。天災の怖さ、人間の無力さを痛烈に感じた一年でもありました。2012年は京都議定書の第1約束期間の最終年ですが、2013年以降の温暖化対策に向けた実効性のある国際的「約束」はほとんど何もまだ形になっていません。温暖化は、一瞬のうちに起る出来事ではありませんが、間違いなく天災の原因となるものです。自然と向き合うとき、われわれ人間は、短期的な視点ではなく中長期的な視点で取り組まなければなりません。人類にとって、今年こそ、本当の意味で賢く、そして謙虚に、自然と向き合うことが出来る年の元年になりますように。ただ、願っているだけではダメで、一人一人が少しでも何か行動を起こさないとはいけませんね。